

# 新得町新型インフルエンザ等対策行動計画(概要版)

## I はじめに

◇ 町行動計画の対象とする感染症は、感染症法に規定する新型インフルエンザ等感染症及び新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものを対象とします。

◇ 平成25年に政府・道が行動計画を見直し策定した事に基づき、新得町も平成21年に定めた「新得町新型インフルエンザ行動計画」を見直し策定。

## II 基本的方針

### 1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。
- ② 町民の生活および町民の経済に及ぼす影響が最小になるようにします。

### 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

#### ① 発生段階に応じた対応



#### ② 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- i 不要不急の外出の自粛要請、施設使用制限等の要請、各事業者の業務縮小による接触機会の抑制。
- ii 職場における感染予防と継続する重要業務を絞り込む。
- iii 従業員罹患による事業者サービスの提供水準が低下する可能性について許容すべきことを町民に呼びかける。

#### ③ 町民一人ひとりによる感染拡大防止策

- i 感染予防や拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備

### 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- ① 基本的人権を尊重し、町民への説明と理解に努める。
- ② 特措法は、緊急事態に備えて、様々な措置を講じることができるとは、どのような場合でもこれらの措置を講じるものではないということ。
- ③ 関係機関が相互に緊密な連携を図りながら推進。
- ④ 町対策本部は、実施に係る記録の作成、保存、公表を行う。

### 4 新型インフルエンザ等発生時の新得町の被害想定

#### ① 政府行動計画の流行規模に準じ、推計した。

	国	北海道	十勝	新得町
感染者数	32,000,000人 (人口の25%)	1,420,000人 (対国人口の4.45%)	90,000人 (対国人口の0.28%)	1,600人 (対国人口の0.005%)
最大受診者数	25,000,000人 (CDC FluAid使用)	1,100,000人 (対国人口の4.45%)	70,000人 (対国人口の0.28%)	1,250人 (対国人口の0.005%)
最大入院患者数	2,000,000人 (CDC FluAid使用)	86,000人 (対国人口の4.45%)	5,600人 (対国人口の0.28%)	100人 (対国人口の0.005%)
最大患者数/日	399,000人 (CDC FluAid使用)	17,000人 (対国人口の4.45%)	1,130人 (対国人口の0.28%)	20人 (対国人口の0.005%)
死亡者数(中等度)	170,000人 (感染者の0.53%)	7,600人 (感染者の0.53%)	480人 (感染者の0.53%)	8人 (感染者の0.53%)
死亡者数(重度)	640,000人 (感染者の2%)	28,400人 (感染者の2%)	1,800人 (感染者の2%)	32人 (感染者の2%)

#### ② 発生時の社会への影響

町民の25%が流行期間(約8週間)にピークをつくり順次罹患。

その後1週間から10日間程度罹患し欠勤。

欠勤期間後、従業員の大部分は治癒して職場に復帰する。

ピーク時(約2週間)に従業員が欠勤する割合は5%程度と考えられるが、家族の世話や看護のため出勤困難となる者を見込み、ピーク時(約2週間)には、従業員の最大40%が欠勤すると想定。

### 5 対策推進のための役割分担

- 国
  - ◇ 政府対策本部による基本的対処方針を決定し対策を推進
  - ◇ 万全の態勢を整備する責務
  - ◇ 学識経験者の意見聴取

- 北海道
  - ◇ 地域医療体制確保・感染拡大の抑制
  - ◇ 関係機関の対策を推進する責務
  - ◇ 市町村との連携

- 新得町
  - ◇ 道や近隣町村との連携
  - ◇ 町内に係る対策を的確かつ迅速に推進
  - ◇ 町民へのワクチン接種、生活支援及び要援護者支援

- 医療機関
  - ◇ 院内感染対策
  - ◇ 診療継続計画作成
  - ◇ 地域の医療機関と連携し医療提供

- 指定地方公共機関
  - ◇ 業務計画作成
  - ◇ 対策を実施する責務

- 登録事業者
  - ◇ 特定接種の対象
  - ◇ 発生前から感染対策・重要業務の事業継続準備

- 一般の事業者
  - ◇ 職場の感染対策
  - ◇ 発生時の事業縮小・感染防止措置の徹底

- 町民
  - ◇ 予防の知識を得る
  - ◇ マスク・咳エチケット・手洗い・うがいを行う
  - ◇ 食料品必要品等の備蓄
  - ◇ 個人レベルでの対策

6 行動計画の主要項目

① 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 庁内連絡会議による情報共有</li> <li>◇ 新得町新型インフルエンザ等対策本部設置。(緊急事態宣言時)</li> <li>◇ 国・道・事業者との連携を図り、一体的な取組の推進。</li> </ul>
② 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 情報収集と国、道への協力。(海外発生段階から道内発生が少ない段階)</li> <li>◇ 入院患者及び死亡者に限定した情報収集。(道内患者数が増加段階)</li> <li>◇ サーベランス情報を町の体制整備等に活用。</li> <li>◇ 鳥類、豚インフルエンザウイルスの情報収集と国、道への協力。</li> </ul>
③ 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 対策全ての段階、分野において、町・国・道・医療機関・事業者・個人の各々が役割を認識して情報共有。</li> <li>◇ 迅速にかつどのような対象にも広く情報提供ができる手段の確保。</li> <li>◇ 発生前における町民等への予防及びまん延防止の情報提供。</li> </ul>
④ 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 個人において、手洗い、うがい、症状のある時や人ごみでのマスク着用咳エチケット励行と感染予防、拡大防止対策の周知徹底。</li> <li>◇ 最低限の食料等の備蓄を各家庭に推奨する。</li> <li>◇ 緊急事態において国、道からの施設の使用制限要請等に協力する。</li> </ul>

⑤ 予防接種	<p>特定接種(住民接種に先行して行う)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 国が必要であると認めるときに、臨時で行われる予防接種</li> <li>ii 対象者は「医療の提供者」「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣の登録を受けている(登録事業者)業務に従事する者、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員、地方公務員</li> <li>iii 基本的な接種順位 医療関係者 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 指定公共機関の事業者(介護福祉事業者含む) その他の事業者</li> <li>iv 発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況などが総合的に判断され、国の基本的対処方針により、関連事項が決定する。</li> </ul> <p>住民接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 種類 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 臨時の予防接種 緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条にもとづき、予防接種法第6条1項の規定により実施</li> <li>b. 新臨時接種 緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条3項の規定によって実施する予防接種。</li> </ul> </li> <li>ii 対象者の区分 4つの群に分類され国が決定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 医療的ハイリスク者(呼吸器疾患、心臓血管系疾患、基礎疾患を有する人、妊婦</li> <li>b. 小児、 c. 成人・若年者 d. 高齢者</li> </ul> </li> <li>iii 接種順位の考え方 接種順位については重症化や死亡を可能な限り抑える考え方、長期的影響を考慮する等を踏まえて、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方やその両方を併せた考え方により国が決定する。</li> <li>v 住民接種は町を実施主体として、原則集団接種により実施。一斉接種や、個別接種を組み合わせ、円滑に行う。</li> </ul>
⑥ 医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 町内の医療体制の確保や感染拡大抑制について、特措法及び感染症法に基づき道が実施する各期の措置に対し、連携をもって対策に協力する。</li> </ul>
⑦ 町民の生活及び経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 影響を最小限にするため、道や医療機関、指定(地方)公共機関及び登録事業者等と連携し十分な準備を行う。</li> <li>◇ 高齢者世帯、障がい者、孤立し生活に支障をきたす世帯への支援(安否確認、介護、訪問看護、食事提供等)の準備をすすめる。</li> </ul>

III 対 策

発生段階の概要

①発生段階の考え方

国	道・町	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期 ～ 国内感染期	道内未発生期	国内のいずれかで新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。道内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。
	道内発生早期	道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	道内感染期	道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が追えなくなった状態。感染拡大⇒まん延⇒患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態。

②新型インフルエンザ等緊急事態宣言について

**政府**  
特措法に基づき緊急事態宣言を行い必要な措置を講ずる。



**新得町**  
緊急事態宣言がなされた場合、町対策本部を設置する。